

ミュンヘン日本語補習授業校運営規則

1986 年 11 月 8 日初版発布

2026 年 1 月 17 日第 5 版発布

序文:

本運営規則は定款第 16 条に基づき定められた。

第 1 条:補習校の構成本補習校には小学部、中学部を置く。他に、必要に応じて幼稚部、高等部、国際部を置くことが出来る。学部の変更を含めた運用については、定款第 8 条に基づき、運営委員会にて決定する。

全正会員（またはその配偶者）は原則として運営委員会、学年委員会、支援部、図書部、行事部のいずれかに所属し、補習校の運営・活動に参加する。

第 2 条:運営委員会定款第 8 条に基づき、補習校の運営は運営委員会が担

う。

運営委員は業務上知りえた個人情報を含む秘密情報の取扱いに細心の注意を払い、守秘義務を遵守する義務を負う。

運営委員会は会員総会での決議事項として定款第 10 条に明示されている事項以外の全てを決定し、会員総会の決議事項を執行するが、特に下記事項については遺漏なく実施する。

- a) 補習授業を行う校舎および教室の確保
- b) 事務局、職員室（視聴覚室）、図書室の維持、管理
- c) オンライン授業・コミュニケーションのための IT 整備、維持、website の管理
- d) 校長職設置の可否判断および採用、勤怠管理
- e) 講師および職員の人事
- f) 運営資金の確保および適正な経営
- g) 会計監査対応
- h) 渉外活動（領事館、日本人会、国際校、賛助企業等） i) 各部・学年委員会・校長・講師・職員との連絡・協議

第 3 条:学年委員会

補習校の授業を円滑に実施するため、各学級を代表する学年委員会を設置する。各学級から 1 名の学年委員を互選により選出し、学年委員会の互選により、1 名の委員長を選出する。委員長は学年委員会を代表するが、補習校外への代表行為は行わない。学年委員および学年委員長の任期は当該学年度とする。学年委員長は運営委員会からの要請により連絡協議会（第 9 条）に出席する。

第 4 条: 支援部

運営委員会の実務支援、授業実施に必要な各種当番、環境構築・整備のため、支援部を設置する。支援部は部長 1 名を支援部の互選により選出する。部長は部を代表するが、補習校外への代表行為は行わない。部長は運営委員会からの要請により連絡協議会（第 9 条）に出席する。

第 5 条: 図書部

補習校の図書室の蔵書管理・維持、図書室運営のため、図書部を設置する。図書部は部長 1 名を図書部の互選により選出する。部長は部を代表するが、補習校外への代表行為は行わない。部長は運営委員会からの要請により連絡協議会（第 9 条）に出席する。

第 6 条: 行事部

補習校の校内行事や儀式行事を円滑に実行するため、行事部を設置する。行事部は部長 1 名 を行事部の互選により選出する。部長は部を代表するが、補習校外への代表行為は行わない。部長は運営委員会からの要請により連絡協議会（第 9 条）に出席する。

第 7 条: 校長

運営委員会は補習校校長職設置の要否について判断し、運営委員会内の決議に基づいて校長の採用および勤怠管理を行う。校長は講師を代表し、補習校の目的を実現するよう授業計画の策定および実施につき調整・統括する。校長は運営委員会からの要請により連絡協議会（第 9 条）に出席する。校長の勤務条件を含む雇用契約については、運営委員会が補習校を代表して締結し、契約期間を含む勤務条件に関しては個別契約に依ることとする。

第 8 条: 講師

運営委員会は定款第 2 条の目的を実現するよう、講師を確保する。講師との勤務条件を含む雇用契約については、運営委員会が補習校を代表して締結し、勤務条件、雇用形態に関しては個別契約に依ることとする。雇用契約を除いたフリーランス契約についての雇用契約期間は毎年 4 月を期初とし、翌年の 3 月までとする。ただし、年度途中での採用、解雇、退職についてはこの限りでない。

第 9 条: 連絡協議会

補習校の運営に関しての連絡協議会を応じて行う。運営委員会、学年委員長、支援部長、図書部長、行事部長、および講師代表によって構成される。運営委員会は連絡協議会の開催を案内し、出席を要請する。運営委員会は連絡協議会の開始以前に議題を準備し、議題に沿って協議を行う。連絡協議会の閉会后、議事録は原則として全会員へ公開する。

以上

日付	改定履歴	Revision
1986 年 11 月 8 日	初版発布	Rev 0

1987 年 6 月 6 日	改定	Rev 1
1999 年 2 月 27 日	改定	Rev 2
2016 年 11 月 12 日	改定	Rev 3
2021 年 3 月 1 日	全面的に改定	Rev 4
2026 年 1 月 17 日	改定	Rev 5